



「選挙かるた」用語解説書

栃木県選挙管理委員会

登場読み札	解説用語	解説文
あ	めいすいくん	明るい選挙を推進するキャラクター。投票箱がモチーフになっていて、頭の2本線は投票用紙の挿入口、しっぽは鍵になっている。
あ	あか <small>せんきょ</small> 明るい選挙	買収などの違反がなく、一人一人が自覚を持って進んで投票に参加し、私たちの意思が正しく政治に反映される選挙のこと。
い	しき ドント式	各政党の総得票数をそれぞれ1, 2, 3, 4・・・と自然数で割っていき、得られた商(得票数)の大きい順に議席を配分する方式。
お	さん <small>うんどう</small> 三ない運動	お金のかからない政治・選挙を目指し、政治家の寄附について「贈らない、求めない、受け取らない」という運動。
か	せんきょ 選挙ポスター	選挙運動のためのポスター。候補者の顔写真や名前が載っている。
き、こ、な、ほ	こうほしや 候補者	選挙に立候補した人。
き	せいけんほうそう 政見放送	候補者や政党が、テレビやラジオを通じて意見や考えを訴える。
こ	こべつ <small>ほうもん</small> 戸別訪問	各家庭を訪れて投票を依頼すること。戸別訪問は禁止。
さ	ふつう <small>せんきょ</small> 普通選挙	性別や財産などによる差別がなく、一定の年齢になった全国民が選挙権を持つ。
た	とうひょう <small>ひみつ</small> 投票の秘密	有権者が誰に投票したかという秘密が守られる(秘密選挙)。
ち	じぜん <small>うんどう</small> 事前運動	立候補の届け出が受理される前の選挙運動のこと。事前運動は禁止。
て、る	せんきょ <small>うんどう</small> 選挙運動	選挙カーの連呼行為や街頭演説など、選挙人に当選を働きかけること。選挙運動ができる期間や方法にはルールがある。
て	ゆうけんしや 有権者	選挙権を持っている人のこと。
と	とうひょうじよ <small>にゆうじょうけん</small> 投票所入場券	投票日前に市区町村役場から届く、投票時間や場所の案内通知。投票の際に持参すれば便利だが、持参しなくても投票はできる。
に、わ	18歳	18歳から投票できます。若者の意見を政治に届けましょう。
は	れいひょうかくにん 零票確認	投票日の朝、投票所に一番乗りした人は、投票する前に投票箱が空であることを確認できる。
ひ	じゅうみんひょう 住民票	市区町村役場で作成される住民の氏名、住所などの記録。住所が変わるときは、市町区村役場で手続きして、住民票を移しましょう。
ふ	せんきょ <small>こうほう</small> 選挙公報	投票日の2日前までに各世帯に届けられる新聞に似た印刷物。候補者の政策やプロフィールが載っている。
へ	とくひょうすう <small>おな</small> 得票数が同じ	法律により、候補者の得票数が同じだった場合、くじ引きで当選者を決める。実際にくじ引きで決まったケースがあります。
ほ	ポートマッチ	政策についての質問に回答すると、自分の考えに近い候補者や政党がわかるインターネットサービス。新聞社などが開設している。
ま	がいとう <small>えんげつ</small> 街頭演説	駅前や商店街などの街頭で候補者が有権者に直接政策を訴える。
や	マニフェスト	当選したら、どのようなことをいつまでに実現するかを、政党等が有権者に向けて発表する選挙公約。冊子状の公約集。
ゆ	一人一票	有権者全員に平等に選挙権が与えられる(平等選挙)。
よ	きじつぜん <small>とうひょう</small> 期日前投票	仕事や買い物などで投票日に行けない場合、投票日前に市役所などの指定する場所で投票できる。
り	せんきょけん 選挙権	選挙権は、選挙で投票できる権利。ちなみに、被選挙権は立候補できる権利。
れ	とうひょうじよ 投票所	投票する場所。自分が行く投票所の場所は、投票所入場券の案内に記載されている。
を	こくみん <small>とうひょう</small> 国民投票	私たちが日本国憲法改正について最終的な意思決定をするもの。改正には、国民投票によって過半数の賛成が必要となっている。